

第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No. 1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】(3) ドイツ証券株式会社  
代表取締役 ジョン・マクファー

【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

【報告義務発生日】(4) 平成18年8月4日

【提出日】 平成18年8月11日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 6名

【提出形態】(5) 連名



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	東京精密株式会社
会社コード	7729
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証
本店所在地	東京都三鷹市下連雀九丁目7番1号

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
住所又は本店所在地	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和27年9月27日
代表者氏名	ヨゼフ アッカーマン (Josef Ackermann)
代表者役職	ドイツ銀行取締役会会長兼グループ経営執行委員会会長
事業内容	銀行業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

#### (2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引
----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,777,865	-	-
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B 96,721	-	G -
対象有価証券かバートラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K 1,874,586	L -	M -
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 1,874,586		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 96,721		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年5月31日現在)	Q 40,107,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	4.66%
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	3.80%

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月5日	普通株式	36,300	取得	5,967.88
平成18年6月5日	普通株式	30,900	処分	5,970.94
平成18年6月6日	普通株式	31,300	取得	5,792.84
平成18年6月6日	普通株式	28,700	処分	5,785.97
平成18年6月7日	普通株式	26,600	取得	5,752.34
平成18年6月7日	普通株式	37,900	処分	5,735.73
平成18年6月7日	普通株式	30,000	取得	貸借
平成18年6月8日	普通株式	29,400	取得	5,548.53
平成18年6月8日	普通株式	29,100	処分	5,529.31
平成18年6月9日	普通株式	35,300	取得	5,488.71
平成18年6月9日	普通株式	22,600	処分	5,491.56
平成18年6月12日	普通株式	27,200	取得	5,663.18
平成18年6月12日	普通株式	33,200	処分	5,654.82

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 6 月 13 日	普通株式	30,100	取得	5,500.43
平成 18 年 6 月 13 日	普通株式	80,800	処分	5,501.02
平成 18 年 6 月 13 日	普通株式	3,100	取得	貸借
平成 18 年 6 月 13 日	新株予約権付社債	72,243	取得	122.00
平成 18 年 6 月 14 日	普通株式	35,000	取得	5,452.19
平成 18 年 6 月 14 日	普通株式	19,000	処分	5,440.33
平成 18 年 6 月 14 日	普通株式	50,000	取得	貸借
平成 18 年 6 月 14 日	新株予約権付社債	9,763	処分	119.90
平成 18 年 6 月 14 日	新株予約権付社債	9,763	処分	119.90
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	25,888	取得	5,540.78
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	23,888	処分	5,541.97
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	81,000	取得	貸借
平成 18 年 6 月 16 日	普通株式	22,600	取得	5,848.14
平成 18 年 6 月 16 日	普通株式	29,800	処分	5,846.83
平成 18 年 6 月 19 日	普通株式	33,100	取得	5,655.15
平成 18 年 6 月 19 日	普通株式	38,200	処分	5,644.13
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	33,700	取得	5,569.88
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	45,200	処分	5,553.96
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	7,700	取得	貸借
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	32,100	取得	5,480.77
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	32,900	処分	5,472.77
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	94,300	取得	貸借
平成 18 年 6 月 22 日	普通株式	32,000	取得	5,736.91
平成 18 年 6 月 22 日	普通株式	35,400	処分	5,723.45
平成 18 年 6 月 22 日	普通株式	4,000	取得	貸借
平成 18 年 6 月 23 日	普通株式	37,600	取得	5,681.94
平成 18 年 6 月 23 日	普通株式	86,200	処分	5,683.91
平成 18 年 6 月 23 日	普通株式	66,100	取得	貸借
平成 18 年 6 月 23 日	新株予約権付社債	48,813	取得	123.38
平成 18 年 6 月 26 日	普通株式	18,900	取得	5,697.20
平成 18 年 6 月 26 日	普通株式	27,300	処分	5,690.57
平成 18 年 6 月 26 日	普通株式	8,700	取得	貸借
平成 18 年 6 月 27 日	普通株式	4,200	取得	5,730.05
平成 18 年 6 月 27 日	普通株式	4,000	処分	5,731.97
平成 18 年 6 月 28 日	普通株式	17,400	取得	5,622.93
平成 18 年 6 月 28 日	普通株式	13,700	処分	5,626.52
平成 18 年 6 月 28 日	普通株式	81,265	取得	貸借
平成 18 年 6 月 29 日	普通株式	15,900	取得	5,662.85

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 6 月 29 日	普通株式	17,100	処分	5,661.97
平成 18 年 6 月 30 日	普通株式	25,900	取得	5,884.64
平成 18 年 6 月 30 日	普通株式	36,000	処分	5,882.39
平成 18 年 7 月 3 日	普通株式	7,800	取得	6,108.06
平成 18 年 7 月 3 日	普通株式	8,100	処分	6,124.22
平成 18 年 7 月 4 日	普通株式	22,800	取得	6,229.90
平成 18 年 7 月 4 日	普通株式	49,300	処分	6,227.96
平成 18 年 7 月 5 日	普通株式	17,200	取得	6,182.99
平成 18 年 7 月 5 日	普通株式	25,800	処分	6,177.92
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	8,700	取得	5,999.42
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	11,800	処分	6,003.42
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	75,000	取得	貸借
平成 18 年 7 月 7 日	普通株式	40,400	取得	5,978.59
平成 18 年 7 月 7 日	普通株式	25,900	処分	5,981.65
平成 18 年 7 月 10 日	普通株式	34,186	取得	5,834.15
平成 18 年 7 月 10 日	普通株式	21,586	処分	5,853.76
平成 18 年 7 月 11 日	普通株式	54,984	取得	5,668.51
平成 18 年 7 月 11 日	普通株式	46,184	処分	5,675.69
平成 18 年 7 月 12 日	普通株式	31,786	取得	5,652.59
平成 18 年 7 月 12 日	普通株式	45,886	処分	5,640.78
平成 18 年 7 月 12 日	普通株式	9,300	取得	貸借
平成 18 年 7 月 13 日	普通株式	40,684	取得	5,465.83
平成 18 年 7 月 13 日	普通株式	37,884	処分	5,462.83
平成 18 年 7 月 13 日	新株予約権付社債	9,770	処分	119.90
平成 18 年 7 月 14 日	普通株式	27,900	取得	5,333.55
平成 18 年 7 月 14 日	普通株式	22,000	処分	5,331.65
平成 18 年 7 月 15 日	新株予約権付社債	152	取得	転換価格の 修正による 増加
平成 18 年 7 月 18 日	普通株式	57,400	取得	5,074.89
平成 18 年 7 月 18 日	普通株式	46,200	処分	5,088.50
平成 18 年 7 月 19 日	普通株式	21,900	取得	5,060.24
平成 18 年 7 月 19 日	普通株式	16,900	処分	5,056.55
平成 18 年 7 月 19 日	普通株式	42,000	取得	貸借
平成 18 年 7 月 20 日	普通株式	10,800	取得	5,258.86
平成 18 年 7 月 20 日	普通株式	12,700	処分	5,263.87
平成 18 年 7 月 20 日	普通株式	11,000	取得	貸借
平成 18 年 7 月 21 日	普通株式	108,200	取得	5,160.25

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年7月21日	普通株式	64,100	処分	5,147.79
平成18年7月21日	新株予約権付社債	58,619	処分	117.50
平成18年7月24日	普通株式	31,300	取得	4,969.25
平成18年7月24日	普通株式	18,500	処分	4,975.45
平成18年7月24日	普通株式	24,000	取得	貸借
平成18年7月25日	普通株式	136,600	取得	5,031.22
平成18年7月25日	普通株式	84,500	処分	5,033.24
平成18年7月26日	普通株式	30,300	取得	4,990.50
平成18年7月26日	普通株式	26,100	処分	4,980.54
平成18年7月26日	普通株式	25,000	取得	貸借
平成18年7月27日	普通株式	26,500	取得	4,957.94
平成18年7月27日	普通株式	15,400	処分	4,956.52
平成18年7月27日	普通株式	31,000	取得	貸借
平成18年7月28日	普通株式	49,900	取得	5,121.88
平成18年7月28日	普通株式	22,500	処分	5,163.10
平成18年7月28日	普通株式	40,000	取得	貸借
平成18年7月28日	新株予約権付社債	39,079	処分	114.63
平成18年7月31日	普通株式	17,800	取得	5,307.28
平成18年7月31日	普通株式	22,500	処分	5,296.83
平成18年8月1日	普通株式	38,400	取得	5,414.75
平成18年8月1日	普通株式	62,200	処分	5,410.48
平成18年8月2日	普通株式	89,600	取得	5,247.32
平成18年8月2日	普通株式	92,800	処分	5,248.65
平成18年8月2日	普通株式	26,000	取得	貸借
平成18年8月3日	普通株式	86,000	取得	5,302.97
平成18年8月3日	普通株式	82,900	処分	5,299.94
平成18年8月3日	普通株式	40,000	取得	貸借
平成18年8月4日	普通株式	17,709	取得	5,248.33
平成18年8月4日	普通株式	21,309	処分	5,235.08

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

保有株券の内、1,719,765株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	767,852
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	767,852

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第2【提出者に関する事項】

### 2【提出者（大量保有者）／2】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ バンク セキュリティーズ インク（Deutsche Bank Securities Inc.）
住所又は本店所在地	60 Wall Street, New York, NY 10005, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年6月6日
代表者氏名	ジェームス ティー パーン ジュニア (James T. Byrne Jr.)
代表者役職	取締役
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

#### (2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としての株券貸借取引
-------------------



## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	1,293,700	-	-
新株予約権証券(株)	A-	-	F-
新株予約権付社債券(株)	B-	-	G-
対象有価証券バックラント	C-	-	H-
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D-	-	I-
対象有価証券償還社債	E-	-	J-
合計(株)	K 1,293,700	L-	M-
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N-		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 1,293,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P-		

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年5月31日現在)	Q 40,107,000
上記提出者の株券等保有割合(% (O/(P+Q)×100)	3.23%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	2.42%

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月6日	普通株式	30,000	取得	貸借
平成18年6月14日	普通株式	80,000	取得	貸借
平成18年6月15日	普通株式	35,500	取得	貸借
平成18年6月23日	普通株式	52,000	取得	貸借
平成18年6月26日	普通株式	50,000	取得	貸借
平成18年6月28日	普通株式	85,000	取得	貸借
平成18年7月6日	普通株式	75,000	取得	貸借
平成18年7月12日	普通株式	9,300	取得	貸借
平成18年7月13日	普通株式	26,000	処分	貸借
平成18年7月14日	普通株式	2,000	処分	貸借
平成18年7月19日	普通株式	51,000	取得	貸借
平成18年7月24日	普通株式	24,000	取得	貸借
平成18年7月26日	普通株式	50,600	取得	貸借

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 7 月 27 日	普通株式	40,200	取得	貸借
平成 18 年 7 月 31 日	普通株式	26,000	取得	貸借
平成 18 年 8 月 2 日	普通株式	40,000	取得	貸借
平成 18 年 8 月 4 日	普通株式	37,000	取得	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

保有株券の内、1,293,700 株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである
--

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者）／3】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイツ証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成17年12月31日
代表者氏名	ジョン マクファーレン (John Macfarlane)
代表者役職	代表取締役
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

証券業務の一部としてのトレーディング及び株券貸借取引
----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	88,000	-	-
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券カバードラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K 88,000	L -	M -
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 88,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年5月31日現在)	Q 40,107,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	0.22%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.22%

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月6日	普通株式	100	取得	5,870
平成18年6月6日	普通株式	4,900	処分	5,816
平成18年6月6日	普通株式	30,400	取得	貸借
平成18年6月7日	普通株式	9,100	取得	5,704
平成18年6月7日	普通株式	11,700	処分	5,692
平成18年6月8日	普通株式	19,400	取得	5,488
平成18年6月8日	普通株式	21,700	処分	5,496
平成18年6月8日	普通株式	26,000	処分	貸借
平成18年6月9日	普通株式	5,100	取得	5,500
平成18年6月9日	普通株式	1,700	処分	5,438
平成18年6月13日	普通株式	600	処分	5,513
平成18年6月14日	普通株式	100	取得	5,450
平成18年6月14日	普通株式	500	処分	5,431

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	3,100	取得	5,519
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	2,500	処分	5,534
平成 18 年 6 月 15 日	普通株式	45,500	取得	貸借
平成 18 年 6 月 16 日	普通株式	900	取得	5,872
平成 18 年 6 月 16 日	普通株式	1,700	処分	5,727
平成 18 年 6 月 19 日	普通株式	600	取得	5,760
平成 18 年 6 月 19 日	普通株式	600	処分	5,847
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	200	処分	5,500
平成 18 年 6 月 20 日	普通株式	4,300	取得	貸借
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	600	処分	5,513
平成 18 年 6 月 21 日	普通株式	95,300	取得	貸借
平成 18 年 6 月 22 日	普通株式	5,200	取得	5,702
平成 18 年 6 月 22 日	普通株式	4,600	処分	5,729
平成 18 年 6 月 22 日	普通株式	3,500	取得	貸借
平成 18 年 6 月 23 日	普通株式	100	処分	5,680
平成 18 年 6 月 26 日	普通株式	400	処分	5,692
平成 18 年 6 月 26 日	普通株式	128,600	処分	貸借
平成 18 年 6 月 27 日	普通株式	100	取得	5,740
平成 18 年 6 月 27 日	普通株式	16,200	処分	5,735
平成 18 年 6 月 28 日	普通株式	400	取得	5,617
平成 18 年 6 月 28 日	普通株式	200	処分	5,615
平成 18 年 6 月 28 日	普通株式	27,300	取得	貸借
平成 18 年 6 月 29 日	普通株式	1,100	取得	5,651
平成 18 年 6 月 29 日	普通株式	1,400	処分	5,647
平成 18 年 6 月 30 日	普通株式	900	取得	5,850
平成 18 年 6 月 30 日	普通株式	1,700	処分	5,884
平成 18 年 7 月 3 日	普通株式	4,400	取得	6,097
平成 18 年 7 月 3 日	普通株式	4,200	処分	6,113
平成 18 年 7 月 4 日	普通株式	900	取得	6,211
平成 18 年 7 月 4 日	普通株式	800	処分	6,228
平成 18 年 7 月 5 日	普通株式	1,700	取得	6,199
平成 18 年 7 月 5 日	普通株式	700	処分	6,150
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	600	取得	6,045
平成 18 年 7 月 6 日	普通株式	1,800	処分	6,033
平成 18 年 7 月 7 日	普通株式	200	取得	5,990
平成 18 年 7 月 7 日	普通株式	300	処分	5,973
平成 18 年 7 月 10 日	普通株式	4,200	取得	5,788
平成 18 年 7 月 10 日	普通株式	4,400	処分	5,803
平成 18 年 7 月 11 日	普通株式	500	取得	5,810

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 7 月 12 日	普通株式	200	取得	5,720
平成 18 年 7 月 12 日	普通株式	900	処分	5,648
平成 18 年 7 月 13 日	普通株式	300	処分	5,453
平成 18 年 7 月 14 日	普通株式	200	処分	5,340
平成 18 年 7 月 18 日	普通株式	1,200	取得	5,013
平成 18 年 7 月 18 日	普通株式	1,200	処分	5,079
平成 18 年 7 月 19 日	普通株式	8,800	取得	5,045
平成 18 年 7 月 19 日	普通株式	9,100	処分	5,045
平成 18 年 7 月 20 日	普通株式	200	取得	5,285
平成 18 年 7 月 20 日	普通株式	200	処分	5,270
平成 18 年 7 月 21 日	普通株式	500	取得	5,150
平成 18 年 7 月 21 日	普通株式	100	処分	5,188
平成 18 年 7 月 24 日	普通株式	100	処分	4,980
平成 18 年 7 月 25 日	普通株式	12,500	取得	5,030
平成 18 年 7 月 25 日	普通株式	12,500	処分	5,030
平成 18 年 7 月 26 日	普通株式	1,200	取得	4,983
平成 18 年 7 月 26 日	普通株式	1,300	処分	4,976
平成 18 年 7 月 27 日	普通株式	600	取得	4,953
平成 18 年 7 月 27 日	普通株式	100	処分	4,920
平成 18 年 7 月 28 日	普通株式	600	取得	5,122
平成 18 年 7 月 28 日	普通株式	400	処分	5,182
平成 18 年 7 月 31 日	普通株式	51,000	取得	5,315
平成 18 年 7 月 31 日	普通株式	51,000	処分	5,314
平成 18 年 8 月 1 日	普通株式	100	取得	5,310
平成 18 年 8 月 1 日	普通株式	300	処分	5,310
平成 18 年 8 月 2 日	普通株式	100	取得	5,280
平成 18 年 8 月 2 日	普通株式	100	処分	5,270
平成 18 年 8 月 3 日	普通株式	400	取得	5,330
平成 18 年 8 月 3 日	普通株式	700	処分	5,305
平成 18 年 8 月 4 日	普通株式	500	取得	5,230
平成 18 年 8 月 4 日	普通株式	200	処分	5,240

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

保有株券の内、72,400 株は機関投資家等を相手方とした消費貸借によるものである

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	82,885
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	82,885

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】

4【提出者（大量保有者）／4】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ アセット マネジメント インク (Deutsche Asset Management, Inc.)
住所又は本店所在地	280 Park Avenue, New York, New York 10017, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年12月12日
代表者氏名	エー トーマス スミス (A. Thomas Smith)
代表者役職	セクレタリー 兼 チーフリーガルオフィサー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

(2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有
---------------------------------



(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	-	-	230,600
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K -	L -	M 230,600
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 230,600		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年5月31日現在)	Q 40,107,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	0.57%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.57%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

なし
----

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	152,716
上記(V)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (T+U+V)	152,716

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第2【提出者に関する事項】

### 5【提出者（大量保有者）／5】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ アセット マネジメント インベストメントゲゼルシャフト エムペーハー (Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH)
住所又は本店所在地	Mainzer Landstr. 16, 60325 Frankfurt am Main, Germany
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和43年1月10日
代表者氏名	クラウス・メセレ (Klaus Moessle)
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

#### (2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	-	-	4,300
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K -	L -	M 4,300
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	0 4,300		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年5月31日現在)	Q 40,107,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	0.01%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	0.01%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月9日	普通株式	3,000	取得	5,510
平成18年7月6日	普通株式	1,300	取得	6,070

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

なし
----

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	24,421
上記(V)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (T+U+V)	24,421

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第2【提出者に関する事項】

### 6【提出者（大量保有者）／6】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ディービー アブソリュート リターンズ ストラテジーズ リミテッド (DB Absolute Returns Strategies Limited)
住所又は本店所在地	One Appold Street, London EC2A 2UU
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成16年9月16日
代表者氏名	イアン トランドル (Ian Trundle)
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

#### (2)【保有目的】(9)

投資一任契約その他の契約に基づく顧客資産の運用を目的とした保有
---------------------------------

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	-	-	540,000
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券カバードワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K -	L -	M 540,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 540,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年5月31日現在)	Q 40,107,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	1.35%
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	-

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年7月31日	普通株式	540,000	取得	5,315

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

なし
----

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	1,549,044
上記(V)の内訳	顧客の資金
取得資金合計(千円) (T+U+V)	1,549,044

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地



## 第2【提出者に関する事項】

### 7【提出者（大量保有者）／7】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ドイチェ アセット マネジメント リミテッド (Deutsche Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	One Appold Street, London EC2A 2UU, England, UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年8月28日
代表者氏名	ポール ベリマン (Paul Berriman)
代表者役職	チェアマン オブ ボード オブ
事業内容	投資顧問業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ドイツ証券株式会社 コンプライアンス部 長谷川 光昭
電話番号	03-5156-6000

#### (2)【保有目的】(9)

--

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	-	-	0
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B -	-	G -
対象有価証券バックワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K -	L -	M 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	0 -		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P -		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年5月31日現在)	Q 40,107,000
上記提出者の株券等保有割合 (%) (0/(P+Q) × 100)	-
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	1.06%

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年6月7日	普通株式	50,000	取得	5,707
平成18年6月7日	普通株式	7,000	取得	5,707
平成18年6月12日	普通株式	75,000	取得	5,684
平成18年6月12日	普通株式	10,000	取得	5,684
平成18年7月3日	普通株式	100,000	取得	6,121
平成18年7月3日	普通株式	15,000	取得	6,121
平成18年7月31日	普通株式	540,000	処分	5,315

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

--

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(T) (千円)	-
借入金額計(U) (千円)	-
その他金額計(V) (千円)	-
上記(V)の内訳	-
取得資金合計(千円) (T+U+V)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)   |
| (2) | ドイチェ バンク セキュリティーズ インク (Deutsche Bank Securities Inc.)  |
| (3) | ドイツ証券株式会社  |
| (4) | ドイチェ アセット マネジメント インク (Deutsche Asset Management, Inc.)<br>ドイチェ アセット マネジメント インベストメントゲゼルシャフト エムベーハー        |
| (5) | (Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH)<br>ディービー アブソリュート リターンズ ストラテジーズ リミテッド (DB Absolute |
| (6) | Returns Strategies Limited)  |

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	3, 159, 565	-	774, 900
新株予約権証券 (株)	A -	-	F -
新株予約権付社債券 (株)	B 96, 721	-	G -
対象有価証券 カバードワラント	C -	-	H -
株券預託証券	-	-	-
株券関連預託証券	D -	-	I -
対象有価証券償還社債	E -	-	J -
合計 (株)	K 3, 256, 286	L -	M 774, 900
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N -		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 4, 031, 186		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 96, 721		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年5月31日現在)	Q 40, 107, 000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	10.03%

直前の報告書に記載された  
株券等保有割合 (%)

8.06%

POWER OF ATTORNEY

BY THIS DEED, DEUTSCHE BANK AKTIENGESELLSCHAFT, a corporation duly organised and existing under the law of the Federal Republic of Germany and having its principal place of business at Taunusanlage 12 in the City of Frankfurt (Main) and operating in the United Kingdom under branch number BR000005 at Winchester House, 1 Great Winchester Street, London, EC2N 2DB (the "Company") through its attorneys HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") who is authorised to execute and deliver on behalf of and in the name of the Company the documents described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as they may deem necessary or incidental in relation thereto AND the Company hereby undertakes to ratify everything which an Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith. This Deed shall cease to have effect from the date given in Schedule 3. This Deed shall be governed by and construed in accordance with English law.

Schedule 1

Mr. John Macfarlane  
Representative Director  
Deutsche Securities Inc.  
Sanno Park Tower  
2-11-1 Nagatacho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171  
Japan

Schedule 2

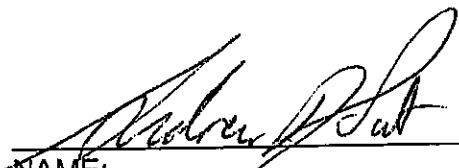
1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.;"
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

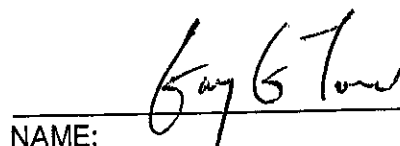
Schedule 3

12 months from the date of this Deed.


IN WITNESS WHEREOF the Company has executed and delivered this Power of Attorney as a Deed on the 6th day of December 2005.


EXECUTED as a DEED for and on behalf of DEUTSCHE BANK AG, LONDON BRANCH by its duly appointed attorneys:

  
\_\_\_\_\_  
NAME: Andrew Swuter  
Authorised "A" Signatory

  
\_\_\_\_\_  
NAME: Gary Toner  
Authorised "A" Signatory

In the presence of:

  
\_\_\_\_\_  
NAME: ANDREW SWUTER  
ADDRESS: DEUTSCHE BANK, LONDON COMPLIANCE  
WINCHESTER HOUSE

  
\_\_\_\_\_  
NAME: GARY TONER  
ADDRESS: DEUTSCHE BANK, LONDON COMPLIANCE  
WINCHESTER HOUSE  
LONDON EC2N 2DB

委 任 状

名 称 ドイツ銀行 ロンドン支店  
(Deutsche Bank AG, London Branch)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

---

2. 代理人の名称 ドイツ証券株式会社  
代表取締役  
代表者 ジョン・マクファーレン

---

以 上

DEUTSCHE BANK SECURITIES INC.

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that Deutsche Bank Securities Inc., a corporation duly organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America (the "Corporation"), with its principal office located at 60 Wall Street, New York, New York, 10005 U.S.A., does hereby constitute and appoint Mr. John Macfarlane, Representative Director, Deutsche Securities Inc., Sanno Park Tower, 2-11-1, Nagatacho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171, Japan, to be its true and lawful attorney-in-fact with the full power and authority to do the following acts:

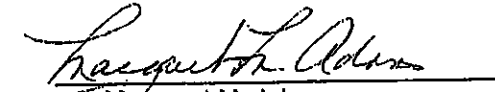
1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.


The powers conferred upon the attorney-in-fact may be rescinded by the Corporation at any time and shall terminate automatically when any such attorney-in-fact ceases to be employed by Deutsche Securities Inc.

This Power of Attorney is effective November 18, 2005 and expires one year from the date hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Deutsche Bank Securities Inc. has caused this Power of Attorney to be executed and delivered by duly authorized officers on this 18<sup>th</sup> day of November, 2005.

THE COMMON SEAL OF DEUTSCHE BANK SECURITIES INC.  
was hereunto affixed to this deed in the presence of:

  
Margaret M. Adams  
Director

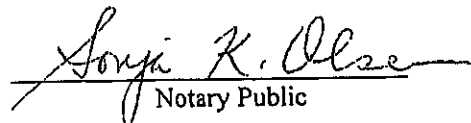
  
Robert M. Broughton  
Director

STATE OF NEW YORK )  
 ) ss.:  
COUNTY OF NEW YORK )

On 18<sup>th</sup> day of November in the year 2005 before me, the undersigned, a Notary Public in and for said state, personally appeared Margaret M. Adams and Robert M. Broughton, personally known to me or proved to me on the basis of satisfactory evidence to be the individuals whose names are subscribed to the within instrument and acknowledged to me that they executed the same in their capacities, and that by their signatures on the instrument, the individuals, or the person upon behalf of which the individuals acted, executed the instrument.

[SEAL]

SONJA K. OLSEN  
Notary Public, State Of New York  
No. 01OL4974457  
Qualified in New York County  
Commission Expires November 13, 20 06

  
Notary Public



委 任 状

名 称            ドイチェ バンク セキュリティーズ インク  
                  (Deutsche Bank Securities Inc.)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地    東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
                          山王パークタワー

---

2. 代理人の            ドイツ証券株式会社  
   名                    称  
   代                    代表取締役  
   表                    ジョン・マクファーレン  
   者

---

以 上

## POWER OF ATTORNEY

We, DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT, INC., a company incorporated in the State of Delaware, U.S.A. and whose principal office is at 345 Park Avenue, New York, New York 10154, HEREBY APPOINT the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

### Schedule 1: Name of Attorney

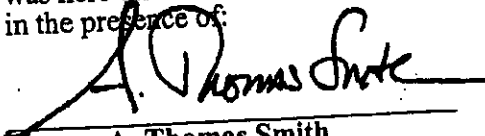
Mr. John Macfarlane  
Branch Manager  
Deutsche Securities Inc.  
Sanno Park Tower  
2-11-1, Nagatacho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171  
Japan

### Schedule 2: Nature of Power


1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3, the "Disclosure of the Situation of Substantial Ownership of shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF, we have caused the Common Seal of Deutsche Asset Management, Inc. to be affixed to this Deed in accordance with the laws of the state of Delaware on the 1st day of January, 2006.

THE COMMON SEAL OF  
DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT, INC.  
was here unto affixed to this Deed  
in the presence of:



Name: A. Thomas Smith  
Title: Chief Legal Officer and Secretary

  
Name: Anjie LaRocca  
Witness

委 任 状

名 称 ドイチェ アセット マネジメント インク  
(Deutsche Asset Management, Inc.)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

---

2. 代理人の名称 ドイツ証券株式会社  
代表取締役  
代 表 者 ジョン・マクファーレン

---

以 上



## POWER OF ATTORNEY

We, Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH, a company incorporated in Germany and whose registered office is at Mainzer Landstr. 178-190, 60327 Frankfurt, Germany HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

### Schedule 1: Name of Attorney

Mr. John Macfarlane  
Representative Director  
Deutsche Securities Inc.  
Sanno Park Tower  
2-11-1 Nagatacho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171  
Japan

### Schedule 2: Nature of Power

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH

  
\_\_\_\_\_  
Ralf Ring, Compliance Officer

  
\_\_\_\_\_  
Susan Seidel, Deputy

委 任 状

名 称 ドイチェ アセット マネジメント インベストメントゲゼルシャフト エムペーハー  
(Deutsche Asset Management Investmentgesellschaft mbH)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

---

2. 代理人の 名称 ドイツ証券株式会社  
代表取締役  
代表者 ジョン・マクファーレン

---

以 上

## POWER OF ATTORNEY

We, **DB ABSOLUTE RETURN STRATEGIES LIMITED**, a company incorporated in England with registration no. 5233891 and whose registered office is at One Appold Street, London EC2A 2UU HEREBY APPOINTS the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

### Schedule 1: Name of Attorney

Mr. John Macfarlane  
Representative Director  
Deutsche Securities Inc.  
Sanno Park Tower  
2-11-1 Nagatacho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171  
Japan

### Schedule 2: Nature of Power

1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3 the "Disclosure Requirements for the Situation of Substantial Ownership of Shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF we have caused the Common Seal of **DB ABSOLUTE RETURN STRATEGIES LIMITED** to be affixed to this Deed in accordance with English Law on the 15th day of December, 2005.

THE COMMON SEAL OF  
**DB ABSOLUTE RETURN STRATEGIES LIMITED**  
was here unto affixed to this Deed  
in the presence of :

Director

  
print name: **IAN TRUNDLE**

Secretary

  
print name: **PAUL HOGWOOD**

(4)

委 任 状

住 所 又 は One Appold Street, London EC2A 2UU  
本店所在地

---

名 称 ディービー アブソリュート リターンズ スト  
ラテジーズ リミテッド  
(DB Absolute Returns Strategies Limited)

代 表 者 イアン トランドル

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二十七条の二十六第三項に定める基準日の届出の作成及び提出、日本国における証券取引法第三章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成、提出及び当該報告書の写しの送付ならびに、同一銘柄に関する以後の各種報告書の提出に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
本 店 所 在 地 山王パークタワー

---

2. 代理人の氏名又は ドイツ証券株式会社  
名 称

代 表 者 ジョン マクファーレン

---

以 上

## POWER OF ATTORNEY

We, DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT, INC., a company incorporated in the State of Delaware, U.S.A. and whose principal office is at 345 Park Avenue, New York, New York 10154, HEREBY APPOINT the person set out in Schedule 1 to be its true and lawful attorney (the "Attorney") with full power to act as described in Schedule 2 and to do any and all other acts and things as may be deemed necessary or incidental in relation thereto AND we hereby undertake to ratify everything which the Attorney shall lawfully do or purport to do in connection therewith.

### Schedule 1: Name of Attorney

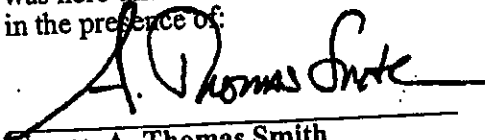
Mr. John Macfarlane  
Branch Manager  
Deutsche Securities Inc.  
Sanno Park Tower  
2-11-1, Nagatacho  
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6171  
Japan

### Schedule 2: Nature of Power


1. to make and submit the Notification of the Standardized Dates stipulated in Article 27-26, Paragraph 3 of the Japanese Securities and Exchange Act;
2. to make and submit Reports and Notifications stipulated in the Japanese Securities and Exchange Act, Chapter 2-3, the "Disclosure of the Situation of Substantial Ownership of shares etc.";
3. to send copies of such Notification and Reports; and
4. to submit Subsequent Reports concerning the same issue.

IN WITNESS HEREOF, we have caused the Common Seal of Deutsche Asset Management, Inc. to be affixed to this Deed in accordance with the laws of the state of Delaware on the 1st day of January, 2006.

THE COMMON SEAL OF  
DEUTSCHE ASSET MANAGEMENT, INC.  
was here unto affixed to this Deed  
in the presence of:



Name: A. Thomas Smith  
Title: Chief Legal Officer and Secretary

  
Name: Anjie LaRocca  
Witness



委 任 状

名 称 ドイチェ アセット マネジメント リミテッド  
(Deutsche Asset Management Limited)

---

当社は、下記の者を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する権限を委任する。

記

1. 代理人の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー

---

2. 代理人の 名称 ドイツ証券株式会社  
代表取締役  
代 表 者 ジョン・マクファーレン

---

以 上